

IV 河 川

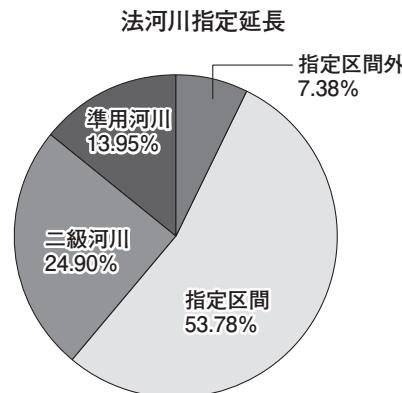
4-1 河川の概要

4-1-1 河川指定の現況

イ 法河川指定延長

令和4年度（令和4年4月30日現在、以下同じ）における法河川の延長は、一級河川88,091.5km、二級河川35,867.9km、準用河川20,089.2km、総延長としては144,048.6kmとなる。

法河川総延長の約61%は一級河川であり、二級河川は約25%、準用河川は約14%となっている。また、一級河川のうち指定区間外の延長は10,624.2kmで全体の約7%である。



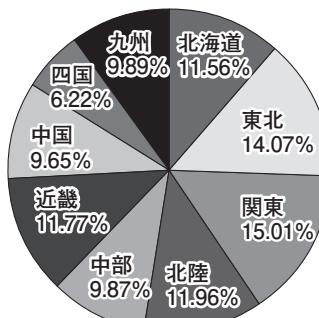
※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

ロ 地方整備局等別一級河川延長

一級河川延長88,091.5kmの地方整備局等別内訳は、次に示すとおりである。

一位は関東地方整備局（13,222.9km）で、総延長の約15%を占め、以下延長の長い順に、東北、北陸、近畿、北海道、九州、中部、中国、四国地方整備局となっている。

地方整備局等別一級河川延長



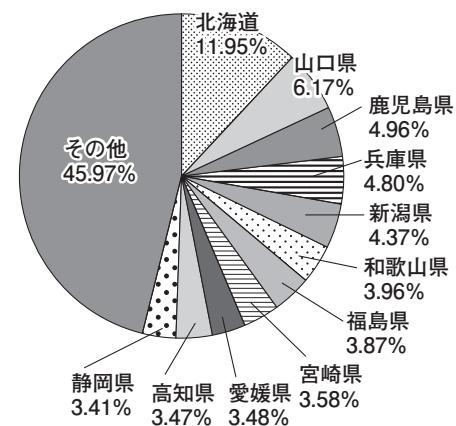
※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

ハ 都道府県別二級河川延長

二級河川延長35,867.9kmの主要都道府県別内訳は、次に示すとおりである。

一位は北海道（4,287.3km）で、総延長の約12%を占め、以下延長の長い順に山口県、鹿児島県、兵庫県、新潟県、和歌山県、福島県、宮崎県、愛媛県、高知県、静岡県となっている。

都道府県別二級河川延長



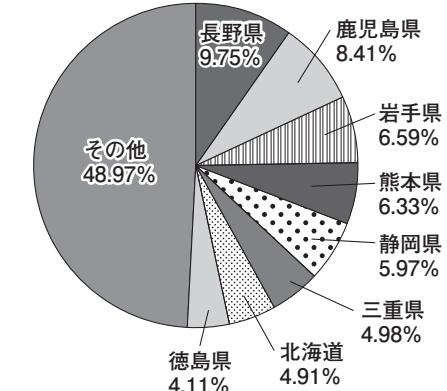
※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

ニ 都道府県別準用河川延長

準用河川は、47都道府県1,095市町村で20,089.2kmが指定されているが、これを都道府県別にみると、次に示すとおりである。

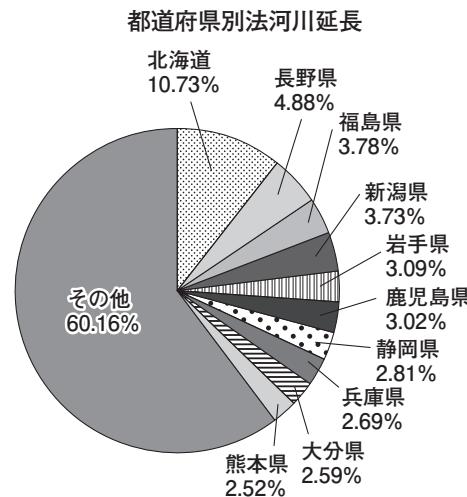
一位は長野県（1,957.9km）で、総延長の約10%を占め、以下延長の長い順に鹿児島県、岩手県、熊本県、静岡県、三重県、北海道、徳島県となっている。

都道府県別準用河川延長



※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

ホ 都道府県別法河川延長
 一級河川、二級河川、準用河川の総延長
 144,048.6kmを都道府県別にみると、次
 に示すとおりである。
 一位は北海道（15,457.3km）で、総延長
 の約11%を占め、以下延長の長い順に長
 野県、福島県、新潟県、岩手県、鹿児島
 県、静岡県、兵庫県、大分県、熊本県と
 なっている。



※グラフのパーセント数値は、小数点第3位で四捨
 五入しているため、合計が100%にならない場合
 がある。

4-1-2 河川数等

(1) 河川法の適用を受ける河川調

(令和4年4月30日現在)

河川種別	水系数	河川数	河川延長(km)	流域面積(km ²)	摘要
一級河川	109	14,079	88,091.5	240,641	
		指定区間外のみ 224	指定区間外 10,624.2		
		指定区間のみ 13,207	指定区間 77,467.3		
		両区間混在 648			
二級河川	2,710	7,087	35,867.9	106,936	
うち指定河川	11	18	58.3		
北海道	0	0	0.0		
沖縄県	11	18	58.3		
合 計	2,819	21,166	123,959.4	347,577	

(2) 河川法の準用を受ける河川調

(令和4年4月30日現在)

河川種別	都道府県数	市町村数	河川数	河川延長(km)	摘要
準用河川	47	1,095	14,347	20,089.2	